

# ○山梨県警察庁舎等昇降機運行管理要領の制定について

〔 令和3年4月7日 〕  
〔 例規甲（会施）第5号 〕

## 山梨県警察庁舎等昇降機運行管理要領

### 第1 目的

この要領は、昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日付け、国土交通省住宅局建築指導課）に基づき、山梨県警察庁舎等建築物に設置された昇降機の適切な維持及び運行管理に関し必要な事項を定め、昇降機の安全を確保することを目的とする。

### 第2 適用

この要領は、警察本部及び警察署で管理する昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）に適用する。

### 第3 用語の定義

#### 1 運行管理者

直接、昇降機の運行業務を管理する者をいう。

#### 2 運行管理補助者

運行管理者の不在時に運行管理者の代行を行う者をいう。

#### 3 運行関係者

巡回・管理を行う者をいう。ただし、昇降機リモートメンテナンスシステム（昇降機に取り付けられた遠隔診断装置と委託会社を電話回線等で結び、コンピューターにより常時監視・診断する装置をいう。）を採用している昇降機は、当該委託会社とする。

#### 4 運行管理者等

運行管理者、運行管理補助者及び運行関係者をいう。

#### 5 委託会社

昇降機の保守点検業務委託契約を締結している会社等をいう。

### 第4 運行管理者等

警察本部長は、昇降機の運行を直接管理させるため、運行管理者及び運行管理補助者を指名するものとし、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

#### (1) 運行管理者

ア 警察本部にあっては、昇降機が設置されている建築物を主に使用する所属長

イ 警察署で管理する昇降機にあっては、警察署長

## (2) 運行管理補助者

ア 警察本部にあっては、昇降機が設置されている建築物を主に使用する所属の次席

イ 警察署で管理する昇降機にあっては、副署長又は次長

## 第5 運行管理者等の教育

運行管理者等は、昇降機運行業務の遂行上必要な次に掲げる知識の習得に努めるものとする。

- (1) 昇降機に関する一般知識
- (2) 昇降機に関する建築基準法の知識
- (3) 昇降機の運行及び取扱いに関する知識
- (4) 火災発生時又は地震発生時に講ずべき措置
- (5) 故障時又は停電時に講ずべき措置
- (6) 人身事故発生時に講ずべき措置
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、昇降機の安全な運行に必要な事項

## 第6 日常管理

- 1 運行関係者は、昇降機の運行中隨時巡回又はその他の方法により運行に支障がないことを確認するものとする。
- 2 運行関係者は、1において昇降機の運行に支障があると認めたときは、直ちに運行を中止して、運行管理者に報告するものとする。

## 第7 鍵等の管理

- 1 運行管理者は、昇降機の機械室、操作盤等の鍵及び乗り場の戸の非常解錠用鍵を運行管理補助者及び運行関係者以外に使用又は管理させないものとする。
- 2 1の鍵のほか、モーターハンドル、ブレーキ開放レバー等の非常用器具は、当直室等に保管し、非常時の使用に支障のないようにするものとする。

## 第8 標識の掲示

運行管理者は、昇降機ごとの見やすい適切な位置に、必要な次の標識の掲示を行うものとする。

- (1) 用途、積載荷重、定員及び禁煙
- (2) 利用方法及び非常連絡装置の使用方法

## 第9 定期点検・整備及び修理

運行管理者は、定期点検・整備及び修理の際に次の事項を遵守するものとする。

- (1) 昇降機の維持及び運行の安全を確保するため、専門技術を有する者に委託し、おおむね1月ごとに1回（リモートメンテナンスを採用している場合は、おおむね3月ごとに1回）専門技術者により点検その他必要な整備又は補修を実施するものとする。

- (2) 整備又は補修の状況を明らかにするため、保守管理台帳（第1号様式）を作成し、その内容を記載するものとする。
- (3) 定期点検の項目は、別表第1に掲げる項目とする。
- (4) (1) の点検等を行った場合は、その記録を5年間保存するものとする。

## 第10 定期検査

- 1 運行管理者は、建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期検査を、1年に1回、定期に国土交通大臣の定める資格を有する者等に当該昇降機の検査を行わせ、その結果を別表第2の昇降機定期検査実施報告書に記載させるものとする。
- 2 運行管理者は、1の昇降機定期検査実施報告書の写しを5年間保存するものとする。

## 第11 救急体制

人身事故が発生した場合に備え、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 医療品、担架及び救急用具を当直室等に常備する。
- (2) 緊急時の連絡体制は、別表第3のとおりとする。

## 第12 事故・故障発生時の措置及び報告

- 1 事故（人身事故等）が発生したとき、運行関係者は、直ちに運行管理者に報告するとともに、以下の適切な措置を講ずるものとする。
  - (1) 負傷者の救出及び応急措置
  - (2) 消防署への連絡
  - (3) 被害者の家族等への連絡
  - (4) 委託会社への連絡
  - (5) その他関係機関への連絡
- 2 故障が発生したとき、運行管理者は、委託会社に連絡し、速やかに復旧を図るものとする。
- 3 故障修理履歴は、保守管理台帳に記載するものとする。
- 4 運行関係者は、事故状況を事故報告書（第2号様式）に記載し、運行管理者に報告するものとする。

## 第13 災害発生時又は停電時の措置

運行管理者は、災害発生時又は停電時に、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 震度4以上の地震又は火災が発生したときは、直ちに昇降機のかご内の人を避難誘導し、その後、運行を中止するものとする。
- (2) (1)により運行を中止した昇降機については、委託会社に運行再開前に点検させ、試運転を行うものとする。
- (3) 運行管理者は、利用者が昇降機のかご内に閉じこめられたときは、かごを移動することなく戸を開くことにより、安全に救出できる場合を除き、委託会社に救

出させるものとする。ただし、火災等の緊急時は、この限りでない。

別表及び様式省略